

羽曳野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

制 定 平成 28 年 9 月 27 日

最近改正 平成 29 年 7 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成 27 年厚生労働省告示第 196 号)で使用する用語の例による。

(総合事業の内容)

第 3 条 市長は、総合事業として、次に掲げるサービス又は事業を行う。

- (1) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち、次に掲げるサービス
 - ア 介護予防訪問介護相当サービス(施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。)
 - イ 市独自基準による訪問型サービス(施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。)
- (2) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに掲げる第 1 号通所事業のうち、次に掲げるサービス
 - ア 介護予防通所介護相当サービス(施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。)
 - イ 市独自基準による通所型サービス(施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。)
- (3) 第 1 号介護予防支援事業(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに掲げる事業をいう。)
- (4) 一般介護予防事業(法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業をいう。)

(対象者)

第4条 前条第1号から第3号までのサービス又は事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)様式第1の質問事項に対する回答の結果に基づき、当該基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者(第6条において「基準該当者」という。)

2 前条第4号の一般介護予防事業の対象となる者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項の指定事業者により実施する方法

(2) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託を受けた者により実施する方法

(3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定による補助を行う方法

(支給限度額)

第6条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額については、法第55条第2項の規定を準用する。

2 基準該当者が総合事業を利用する場合(指定事業者のサービスを利用する場合に限る。)の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として法第55条第1項の規定により算定した額相当とする。

3 前項の規定にかかわらず、事業対象者が退院直後その他の場合であって、集中的にサービス利用することが自立支援につながると市長が認めた場合は、当該事業対象者の支給限度額は、要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度額相当とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第7条 市長は、第3条第1号から第3号までに掲げるサービス又は事業のうち、指定事業者により実施するサービス又は事業の利用者が負担する当該サービス又は事業

に要した費用が著しく高額である場合は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を実施するものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第8条 羽曳野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱(平成28年9月27日制定)及び羽曳野市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱(平成28年9月30日制定)の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域外にある場合であって市長が必要と認めるときは、第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費並びに第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定並びに介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の要綱等で定めるところによる。

(事業経費の区分等)

第9条 第5条第2号の規定により委託を受けた者(以下「事業受託者という。’)は、総合事業の実施に係る経費を他の事業に係る経費と明確に区分し、会計処理を行わなければならない。

- 2 事業受託者は、委託を受けて提供するサービスについて、実施月ごとに、実施状況を市長に報告しなければならない。
- 3 事業受託者は、サービスの利用状況を記録した書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

(利用料)

第10条 第3条第1号ア若しくはイ又は同条第2号ア若しくはイに掲げるサービスのうち第5条第1号に規定する指定事業者により実施されるものの利用者は、羽曳野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱第3条の規定により算出した費用の額から当該額と同要綱第7条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額を控除した額を利用料として当該サービスを提供した指定事業者を支払うものとする。

2 第3条第3号に規定する事業を委託により実施する場合の利用料は、別に定めるものとする。

(指導及び監査)

第11条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。